

【諮問第273号】

29川情個第40号  
平成30年2月20日

川崎市長 福田紀彦 様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 三浦大介

公文書開示請求に対する部分開示処分に係る審査請求について（答申）

平成29年8月15日付け29川総人第643号で諮問のありました、公文書開示請求に対する部分開示処分に係る審査請求の件について、次のとおり答申します。

【事務局】

総務企画局情報管理部行政情報課情報公開担当  
電話 044-200-2108

## 1 審査会の結論

実施機関川崎市長が行った部分開示処分のうち、報酬欄については、それを取り消し、開示すべきである。

## 2 開示請求内容及び審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、平成28年8月4日付けで、川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号。以下「条例」という。）第7条の規定により、実施機関川崎市長（以下「実施機関」という。）に対して、平成24年の川崎市精神医療審査会委員名簿の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

(2) 実施機関は、本件請求に対し、対象公文書を平成24年の川崎市精神医療審査会委員名簿（以下「本件対象公文書」という。）と特定し、このうち氏名欄、役職欄及び報酬欄については、開示することにより、関係機関等からの協力を今後得られなくなり、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第8条第4号に該当するとして、平成28年8月18日付けで、部分開示処分（以下「本件処分」という。）を行った。

(3) 審査請求人は、本件処分に対して、平成28年12月24日付けで、本件処分の取消しを求めて審査請求を行った（当審査会諮問第273号事件）。

なお、審査請求人は、平成28年11月7日付けで、別件の保有個人情報開示請求に対する一部承諾処分に対して審査請求書を提出したが（諮問（個人）第175号事件）、当該審査請求書に本件処分に対する審査請求が含まれているかどうか不明確であったため、審査庁が、補正を行うか別途審査請求書を提出するか選択するよう補正命令を行ったところ、本件審査請求書が提出されたものである。

## 3 審査請求人の主張要旨

平成28年12月24日付け審査請求書、平成29年4月20日付け反論書及び平成29年6月30日付け再反論書によれば、審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

(1) 総務省所管の情報公開・個人情報保護審査会では、委員名簿をホームページ上で公開しており、そこには部会、役職、氏名、現職名等が記載されているが、これらを公開することにより、事務の適正な遂行に支障は起きていないとのことである。第三者的立場から公正かつ中立的に調査審議を行うという点では、川崎市精神医療審査会（以下「精神医療審査会」という。）の役割もほぼ同じであり、委員名簿を開示することで同審査会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすとは考えられない。

(2) 審査請求人はすでに退院しており、医療保護入院以前及び以後においても精神科通院の事実はない。したがって、実施機関が危惧しているような、本人の望む結果に導くような干渉を精神医療審査会委員に行うことは現時点ではあり得ない。

また、審査請求人は開示された情報がいかなるものであっても、その説明を求める際には日本の法律、規則、ルールに基づいて行うことを宣言する。

(3) 医療保護入院以前に、別の病院で審査請求人が承知していない診断書が作成さ

れていた事実があり、この診断書の発行の正当性を得るために今回の入院が行われた可能性もある。精神医療審査会には「関係者の排除」の規定があり、同審査会に利害関係者がいたか否かは、中立公正かつ適正な審査が遂行されたかどうかを判断する上で非常に重要なポイントである。

- (4) 精神保健指定医資格不正取得事件では、〇〇病院に該当医師がいたことが明らかになっている。また、当該病院では、別に臨床試験にも不正があったことが報道されているが、審査請求人はこの件で問題となった抗精神病薬を入院中に投与されている。資格を取り消された医師や臨床試験に関わった医師が本件に無関係であるかどうか、名簿を開示してもらわなければ確認できない。

#### 4 実施機関の主張要旨

平成29年1月26日付け弁明書、平成29年5月31日付け再弁明書及び平成29年10月17日実施の口頭による処分理由説明によれば、実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 精神医療審査会は、患者の意思によらない入院や行動制限の必要性という患者の人権保護に直接つながる極めて重い内容を審査しており、審査結果は患者を始め、家族及びその他関係者等への影響が大きく、それらの者が望まない結果となることも少なくない。

不開示部分を開示することにより、同審査会委員の特定ができ、委員に対して、入院継続、処遇改善及び退院など各人が望む結果に導く干渉等や、望まない結果に対して審査内容の真偽等を確認するため直接説明を求める等、委員の通常業務や私生活に影響を及ぼす事態につながることも考えられることから、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

- (2) 審査請求人は、総務省の情報公開・個人情報保護審査会を比較対象として挙げているが、既に述べた精神医療審査会の審査内容の特異性から、両者を同列の役割とみなして論ずることは適当ではない。

- (3) 審査請求人は、本件処分により基本的人権他多数の権利を侵害されていると主張しているが、条例の規定に基づき処分を行ったものであり、審査請求人の権利を不当に侵害するものではない。

- (4) 審査請求人は、精神医療審査会委員に自分が診察を受けた別の病院の関係者及び精神保健指定医資格取消しを受けた医師が含まれているか否かを確認することを望んでいるが、条例の規定に基づき処分を行ったものであり、審査請求人の主張する理由で開示を認めることはできない。

#### 5 審査会の判断

- (1) 審査請求人は、本件対象公文書である精神医療審査会委員名簿中、氏名欄、役職欄及び報酬欄につき、実施機関が条例第8条第4号に該当するとして不開示としたことに対し、処分の取消しを求めている。

そこで、上記不開示部分を開示すべきか否かについて、以下検討する。

- (2) 条例第8条第4号柱書き該当性について

条例第8条第4号柱書きは、市の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示情報と定める。

なお、実施機関は、前記4（1）のとおり、不開示理由として、開示により当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると主張していることから、条例第8条第4号柱書きの該当性を主張していると考えられる。

そこで、以下、実施機関が不開示とした氏名欄、役職欄及び報酬欄につき、同号柱書きの該当性を検討する。

ア 市の機関が行う事務又は事業に関する情報の該当性

精神医療審査会は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第12条に基づき川崎市に設置されて業務を行っており、同審査会委員名簿の氏名、役職及び委員報酬に関する情報は、市の機関が行う事務又は事業に関する情報に該当する。

イ 事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれの該当性について

① 事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす場合とは、支障が実質的なものであって、そのおそれの程度も確率的な可能性があるだけでは足りず蓋然性があることが必要である。

② 精神医療審査会委員の氏名及び役職について

まず、精神医療審査会委員の氏名及び役職について検討するに、同審査会は、医療保護入院者の入院届、措置入院者・医療保護入院者の定期病状報告書の内容審査、退院又は処遇の改善請求の審査を行っているところ、同審査会においては、精神障害者の医療及び保護のため、本人やその家族等の意思に反して入院の継続等が適当であるとの判断が行われることもあり、審査結果と本人等の意図する結果とで相違が生じる場合がある。

そうすると、一般に、本人等が同審査会の審査結果等に対して不満を抱き、同審査会委員の氏名や役職を開示した場合には、直接委員に対し審査結果の真意や詳細等確かめるため、委員の業務に支障を及ぼすような行為が行われる可能性や無用な紛争が生じることも考えられ、その結果、委員の率直な意見交換等が損なわれることも想定されるなど、精神医療審査会に係る業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、委員の氏名及び役職が本人等が開示されることによる支障は、実質的であって、そのおそれの程度も蓋然性があると認められる。

したがって、上記の委員の氏名及び役職は、これを開示した場合、同審査会の審査業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるので、条例第8条第4号柱書きに該当する。

③ 精神医療審査会委員の報酬について

次に、本件対象公文書である精神医療審査会委員名簿の報酬欄は、各委員の報酬の有無が記載されているところ、同情報を開示した場合に、既に学識者の区分が開示されていることとあわせても、直ちに委員個人の特定につながるとは考えられない。すなわち、同情報を開示した場合の同審査

会に係る業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれは、抽象的であってそのおそれの程度も確率的な可能性にとどまると考えられる。

したがって、上記の報酬欄を開示したとしても、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす場合には該当せず、条例第8条第4号柱書きに該当しないことから、同報酬欄は、開示すべきである。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

(4) 結論

以上から、本件対象公文書である精神医療審査会委員名簿中、氏名欄及び役職欄については条例第8条第4号柱書きに該当するので、これらを不開示とした実施機関の処分は妥当であるが、報酬欄については同号柱書きに該当せず開示すべきである。

以上の次第で、前記1に記載の「審査会の結論」に記載のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員 大 関 亮 子

委員 早 川 和 宏

委員 人 見 剛

委員 葭 葉 裕 子